

Dietrich Frenze: "Die Kommunistische Anerkennungslehre. Die Anerkennung von Staaten in der osteuropäischen Völkerrechtstheorie."

久保敦彦

Dietrich Frenze: Die Kommunistische Anerkennungslehre.

国家、並びに政府に対する承認は、国際法上の最も古典的な制度の一つであると同時に、現在においても、なおその性格、内容が問われ続けている問題でもある。承認問題のこの現在性は、もとより第二次世界大戦終了後一九六〇年代に亘る旧植民地諸領域を中心としての新独立国の誕生、及び社会革命を背景とする政権交代の頻発化に基づいている。このような形での新国家、新政府の成立は、殆んどの場合それぞれ自体が一つの政治的思想、イデオロギーの直接的具現化を意味しているだけに、特定の国家、政府に対して承認を与えるか否か、またどの時期に承認を与えるかは、各国の政治的裁量に左右されるのが通例である。これは、一九一七年、ロシア革命を経て成立したソヴィエト政権の承認が我国によつては一九二五年まで、米国によつては一九三三年

に至るまで行なわれなかった事実にも示されている通りであり、決して新しい現象ではないが、第二次大戦後の時代においては、東西のイデオロギー的対立の中で承認、非承認が決定される傾向が一段と強くなってきた。その最も典型的な例がドイツ民主共和国（東独）の承認問題であろう。このように承認が外交上の重要事項として取扱われ、その実行如何が多分に政治的裁量に支配されるようになる、この点からは、承認が果して法律的行为であるのか否かが問題とされ、これを否定的に考え、承認は政治的、外交的意思の表明にすぎないとの考えも生じてくる。しかし、一方では、同じ現象に着目しながらも、承認が政治的にもこれほど重大問題となるのは、承認が法的にも重要な内容と効果を持つからこそであるとの見方も成り立ち得る。

承認が現在特に注目すべき国際法上の諸制度の一つとなっているのは、右のような事情によるのであるが、この問題が具体的には殆んど常に東西対立の接点において生ずるものであるにも拘わらず、承認の研究を東西双方で発表されている理論の十分な比較検討によって進めるといふ試みは、従来なかなか行なわれていなかった。

これは、その必要性、意義に対する認識が欠如していたためというよりは、この認識はありながらも、言葉という技術的障害があるためであったと考えられる。東欧を中心とする社会主義諸国の学説を検討するに際しては、ロシア語をはじめとする東欧諸国の言語の非一般性が大多数の者にとって文献の直接的検討を妨げることになっている。この現状は、日本ばかりではなく、他の諸国においても大同小異であろう。そこで、本書の著者も指摘するように（一二頁）、東欧圏の学説を探る場合には、一般に数少ない翻訳書に頼るのが通例となり、そこから、たまたま翻訳の対象となった文献——それがいかにその国で指導的立場にある者の著作であり、それ故にこそ翻訳の労がとられたにせよ——の説くところをその国の代表的見解、統一的見解、ましてや社会主義諸国全体の見解として捉えてしまうという危険も生じているのである。

著者は、このような問題意識から、承認問題につき、東欧諸国の百人を越す学者の百数十点ほどの著作を検討している。承認に言及している文献の網羅的検討と考えてよからう。また、

著者の社会主義諸国家の国際法理論、特に承認についての東側の考え方に對する関心は本書において初めて示されたものではなく、既に一九六七年刊の Maurach/Meissner 編の「東の国際法と西の国際法」の中でもこの問題に関する部分を担当し、一九七〇年刊の著書「DDRの承認——その国際法上の可能性と帰結」においても、東西の承認理論を比較する作業を行なっている。したがって、本書はケルン大学東欧法研究所に所属する筆者の多年に亘る研究の一つのピークをなすものと考えることができる。

本書は、序章と終章を除き、十一章構成となっており、国家承認の定義、承認行為の性格（一方的行為か双方向的行為かの問題）、宣言的效果説と創設的效果説、承認義務、非承認義務と尚早の承認、法律上の承認と事実上の承認、承認の撤回可能性、条件付承認、個別的承認と集団的承認、明示の承認と黙示の承認、承認の法的効果の順に論述され、それぞれのテーマについての学説紹介がなされる。

まず、承認の定義に関しては、本書が考察の対象とする国家承認と政府その他に對する承認との区別の問題が取り上げられているが、この関連では、民族を独立の国際法主体と看做し、それ故にこれを独自の承認対象ともする考え方の存在が指摘されている。ただし、この考え方は、ソ連の承認問題についてのニクスパートである Feil'dman の所説の変化に見られるよう

に、近年では退潮を示しているとされ、この変化はドイツ、朝鮮、ヴェトナムなど分裂国家の情勢の推移にも基づくものであろうとの著者の見解が付け加えられている(一九頁)。更に、ソ連では承認を国際法主体性の認否の問題と結びつけて限定的に捉えるのが一般であるのに対し、ポーランドをはじめ他の諸国では特定の権限、請求権、領土変更などを並列的に対象に含めた広い承認概念が一般的であることが認められる。国家承認そのものの定義は、一、新国家の存在の確認、二、新国家との関係樹立意思の表明、三、上記一と二とを兼併するもの、との三つに大別されており、ソ連では第二の見解が大勢を占めるのに対し、ユーゴスラヴィアでは第一の説が代表的であり、東独など他の諸国では第三の考え方が多数を占めるとの例証が続く。承認と国交開設との関係を単なる事実的関連として捉えるのでも、後者を承認の効果と見るのでもなく、国交関係開設の意思表示、或いは国交関係開設そのものを承認の定義とする見解が特にソ連、東独で支配的であるのは、両国が外国からの承認を得るために長期間苦勞を重ねた体験を持つからであろうと著者は推論している(四七頁)。この推論は、両国が可及的早期にこの意味での承認を希望したに違いないとの見方からは確かに首肯されようが、他方、一九五九年のジュネーヴ外相会議への参加をもって承認を受けたと東独が主張したこと(この事実には本書も他の関連で言及している)を考へるならば、同会議への出席を他の参加国との国交関係樹立と見ない限り、東独でとら

れている承認についての定義を上記の理由で根拠づけることは困難となるのではなからうか。会議参加を承認認定の根拠としたい場合には、国家の存在を確認する行為をもって承認の定義としておいた方が有利に違いないからである。

承認が一方的行為であるか双方向的であるかの判断は、承認をどう定義づけるかによって左右される問題である。即ち、国家存在の確認、又は国交開設の用意ある旨の意思表示との定義をとれば、この意味での承認は既在国家側の一方的行為となり、新国家と既存国家との間の国交設定そのものをも含めて承認を定義づけた場合にのみ、双方向的行為であるとの見解が完全な形で成立し得る。したがって、この見解はソ連でも僅かに *Formal* が唱えているにすぎないようである(五八頁)。しかし、明確に双方向的行為説をとるのではないにせよ、承認は新国家が国際社会に加入し、その秩序に従うとの意向をなんらかの形で示すことに基づいて与えられるものであるなどの理由から、これを必ずしも純然たる一方的行為と見ることはできないとする立場も散見される(五五―六頁)。とはいえ、新国家側の言動は承認への誘因とはなるにせよ、承認そのものが申込と承認によって成立する契約的性質のものではないとの見方が支配的である点で、東西の差はないとされている。

次の宣言的效果説と創設的效果説とに関する一章は、著者が本書の中で最も力を入れている部分である。社会主義諸国においては、ブルジョア諸国家は自らの意向に添わぬ新国家の成立

を否定し、植民地主義的政策を継続するための道具として創設的効果説を用いたとのエネルギーな主張が繰り返されることは、既に良く知られている。これは、ソ連の六巻からなる国際法教科書の第一巻の邦訳からも窺い知ることのできる事実である。著者も、もとよりこの点を例証し、確認しているのであるが、このように創設的効果説を真つ向うから否定することが必ずしも同様の熱心さをもって宣言的効果説を主張することに連がってはいない点を Tunkin の例を引いて示し、更にソ連の Kaluznaja, 東独の Kröger など宣言的効果説にも批判的である者の説を紹介している(六四―五頁)。従来からの両説を共に批判する場合には、承認の持つべき効果を独自の表現で説明することになるのは、いわば必然であるが、このような試みはいずれも、国家はその成立と同時に国際法主体となることを強調する結果に終っており、内容からみれば宣言的効果説に属すると判断せざるを得ない。とすれば、既存の両説への批判は、宣言的効果説の説くところを含めて既存理論の内容を敢えて全面的に否定するためではなく、このような二説の対峙關係を生み出した国際法理論―即ち社会主義諸国のいうブルジョア国際法理論―全体に向けられたものと考えることができよう。

このように、一般的に創設的効果説が指弾の対象となつているにも拘わらず、ポーランドの Ehrlich, ハンガリーの Buza などは承認を新国家に国際法上の主体たる地位を付与する行為

と説明しており、これによつて社会主義諸国の国際法学者が全く一致して創設的効果説を否定しているのではないことが示されている。創設的効果説批判は、上記のイデオロギー的理由に基づくものの他、西側でも同説の欠点と認められている論理的矛盾―即ち一国が承認を与え、他国が承認を与えない場合、同説により承認の効果を考えると国際法上の主体概念が相対化されてしまう―、諸国家の示してきた慣行との背反、国際法の他の諸原則との衝突を理由としてなされている。創設的効果説を許容せしめない根拠として挙げられる国際法上の諸原則とは、民族自決、主権平等、内政不干涉、平和共存を指しているのであるが、これに対して、著者は、これらのうちには社会主義国以外では政治上の原則としては兎も角、法律上の原則としては認められていないものも含まれていること、また、主権平等、内政不干涉の原則は国家間に適用される性質のものであり、国家として認められるか否か自体が論じられている段階で援用するわけにはいかないことを指摘している(七八頁)。この指摘は、もとより正鵠を射たものであり、したがって創設的効果説批判の正当な根拠を国際法上の諸原則への違背に求めるのは誤りであるといわざるを得ない。これら諸原則への言及は、イデオロギー的見地から創設的効果説を否定しようとする勢い余つての勇み足というべきであらうか。

右のような疑問点は残るにせよ、他の根拠に基づく創設的効果説批判は十分成立するものであり、この事情は非社会主義国

に關しても同様であるので、同説が現在では少数説となり、宣言的効果説が多数説となつてゐるといふ結果においては、東西で異なるところはない。更に西においては、基本的に宣言的効果説の立場をとるといつても、その実体は論者によつて各種各様であるが、著者は東もこの点では類似の情況にあり、宣言的効果説を基調としてこれに創設的要素を加味した説、承認の個々の効果につきそれぞれが創設的であるか宣言的であるかを判断すべきであるとする説、個々の承認の事例についてそれが創設的効果を持つたか宣言的効果に止まるものであつたかの判定を下すとの説など、多彩な折衷的所説が唱えられていることを明らかにしている(九五頁以下)。

本書で特に注目されるのは、以上の諸説の紹介・検討の過程において表明されている著者自身の見解である。著者は、創設的効果説に対する批判が国際法上の法主体性の相対化という点を出してなされ、ここから同説に対しては一体何ヶ国が新国家に承認を与えたときに法主体となるのかとの「解明不能」な問題が投げかけられるのが常であると述べた後、この問いは、「承認の量ではなく質を問題とし、数の比較に代えて実効性と基準とするならば、直ちに解明できるものとなる」(八二頁)と説く。新国家の法主体性は、他国による承認が国際社会において実効性を持つに十分な形で表明されたとき、創設されたと認定できるといふのである。この実効性は、中小国多数の承認表明によつて達成される場合も、単一または若干の大国の承認によつて

得られる場合もあろう。著者は、例として東独とピアフラを取り上げ、ソ連一国による前者の承認は、タンザニア、ガボン、象牙海岸、ザンビア、ハイチの五ヶ国による後者の承認に優る実効性を有すると認めている。創設的効果説をこのように理解するならば、同説は論理の上でも、国家間の実務の上においても、矛盾に行き当ることなく、これまで承認を巡る論争を多く提起してきた衛星国家の問題も同説によつてむしろスムーズに解決できると主張される。衛星国家は、その生みの親であり後立である大国がこれに承認を与えたときに国際法上の主体性を取得するというのである。この衛星国の属する国家グループ以外の諸国は、承認を控え、又は積極的に拒否するかもしれないが、このような場合でも、これら諸国は、この承認がなされてからは、結局当該国家の国家としての存在を無視し得なくなるからであるとの説明が続く。

著者が提唱するこの意味での創設的効果説は、立論の可能性の一つとしては著者も認めているように既にポーランドの Bronson によつて考察の対象とされていたところである(七八頁)。しかし、Branson はこの説を国家平等の立場から否定したのである。彼ならずとも、右の立論に接してまず想起するのが、国家間のヒエラルキーの存在を前提として国際法上の制度を設けることが正しいのか否かという疑念であらう。著者自身もこの点を意識して、右の立論は、「個々の国家の行為は、その国の強度と影響力に依つてまったく異なる効果を持ち得るもので

あり、これは法の分野においても同様であるとの経験に専ら基づくものである」(八三頁)との釈明を加えている。しかし、著者のこの指摘がその通りであるとしても、この事実に即して主権平等の建前を実質的に修正するか、事実と建前とが一致しない場合でも建前はそれなりに維持してゆくかは、自ずと別問題であり、このいずれの道を選択するかは、国際法秩序の根底にも触れる問題となる。著者の示す意味での創設的効果説は、確かに国家間の実務を最も困難なく説明する点では優れており、尊重に値すると思われるが、この説をとるか否かには右のような国際法の哲学的部分にも係わる判断を伴う以上、著者の立論に対する評価を一概に下すわけにはゆかない。今後の国際法上の一課題として残すべきであろう。

なお、この章では、諸国における多様な所論についての検討を進める途上で、ソ連の学者に対しては、彼らが一般に承認の法的側面と政治的側面とを峻別しておらず、また宣言的効果をとりにながらも、承認に多大の法的、政治的意義を付与していることについての疑念が示され、これは東欧の諸学者(東独は別としてとの断り書きがある)が抽象能力を欠いているためか、あるいは国内の社会的強制がそうさせるためかと皮肉めいた批判が加えられているのが興味を引く。この他、東独は一九六一年、Krögerのハルシュタイン・ドクトリン批判を契機として、創設的効果説を否定しつつ宣言的効果説をとるとの見解を修正し、両説間の論争そのものを「ブルジョアの法意識」に立つも

のとして否定、両説のいずれをとるべきかという形での問題設定が「そもそも不可能であり、無意味である」(一一一頁)とする所説があらわれたとの観察も注目される。一九四九年以来、東西の接点に立つ承認問題の典型となっていた東独が、社会主義諸国の中でも特異な——あるいは過激なというべきか——主張を生み出したという事実も、承認問題における政治性の強さを示す好個の一例であろう。

承認義務の存否に関しても、東独では他の東欧諸国と異なる考え方が強いようである。東欧における多数説は、承認を与えるか否かはそれぞれの国の主権的判断に属する事柄であり、したがって承認義務も、新国家の側からの承認請求権も認められないとするものである(一二三頁)。これは、なんらかの形で主権制約的に働く国際法上の制度に著しく鋭敏に反発するという社会主義諸国の一般的態度と規を一にしている。しかし、東独では Arzinger が承認義務を現状では一応否定しながらも肯定説の方向へ進むことを予想かつ期待し、Herzog, Kirsten はより積極的に肯定論を展開している。ソ連の Feldman, Чехонの Outrata, Mencer も肯定的立場を表明しているが、東独では承認義務を既に国際法の一般原則に属するものであるかの如く論じる例があるのに対し、これらの肯定論は承認義務を他の諸原則から間接的に導くという形をとっており、東独におけるほどの性急さはないようである。この他、原則的に承認義務を否定しながらも、承認を与えるか否かの裁量については信義誠

実、裁量権の恣意的行使の禁止などの立場から一定の制限が課されるところ中間的見解も存在することが指摘されている。

また、承認義務についての議論の裏返し形では、国家としての要件を具備していない存在に対する不承認義務の存否、尚早の承認の問題が論じられる。承認義務を肯定する立場に立つ者は、非承認義務をも肯定する説をとる場合が多いようであるが、これは論理の一貫性を保つ上で当然予想されるところであるとすれば、問題は何を基準として承認義務、不承認義務を判定するのかに帰着する。この基準としては、一般的には国家としての通常の諸要件であろうが、この他に特殊の基準として民族自決の原則が持出されている。即ち、民族自決原則の実現をはかつて新国家を形成しようとする場合には、他の諸要件を具備しない段階で承認を行なっても不承認義務違反、または尚早の承認とならないとの説である。民族自決の原則を法原則と認め、これに優先的価値を与える立場からはこの立論も可能であり、それなりに考慮に値するものであるが、著者の指摘によると、右の説は東欧においても一部の者の所説にすぎず、大半の者は不承認義務、尚早の承認の問題についてはせいぜい附随的に言及する程度にすぎない。国家の承認とは別に民族の承認を認める考え方があろうか。

法律上の承認と事実上の承認という承認の種別に関する章では、この伝統的二分説に対して一方ではこれに「アド・ホック」な承認——または「事実的」(“Taktisch”)承認——を加えた三

分説が、他方では種別による分類を廃すべしとする一体化論があることが紹介されている。アド・ホックな承認とは、「公式には非承認を表明している下で、個別的問題(政治的性格のものをも含む)につき事実上の関係を締結する」(一七九頁)ことを意味している。この三分論は、Feldman, Garinin が唱え、純然たる三分論まではゆかずとも承認の一類型としてアド・ホックな承認を認める陣営には Bobrov, Tunkin, Lazarev, Lukashuk が属するなど、ソ連では、従来の意味での承認を拒否しつつある程度の事実的関係に入るケースをなおかつ承認概念の枠内に取り入れる考え方が強いことが窺える。アド・ホックな承認に該当する例として挙げられているのは、米国と中国、北朝鮮、北ヴェトナム、東独(もとより公式承認以前の)との関係である。

著者は、この理論に対し、アド・ホック承認はそれ自体国際法上の承認とは別のものであり、従来承認概念の下でも未承認国家を相手として事実的な関係を結ぶことは否定されていないのであるから、何故に敢えてこのような関係を承認の一類型として主張する必要があるかとの疑問を提示している。この理論の出所がソ連であることから、東独をはじめ、非社会主義諸国の承認を受けられずにいた国々の国際的地位をいささかでも強化するためかとも思われるが、それにしてもアド・ホック承認の恩恵を受けるべき側の東独でありこの理論を歓迎し、同調する所説が見受けられないのが奇異である。東独がこの理論に積極的でないのは、同国としてはあくまで従来の意味での承認、

公式の承認を受けるのではなくては法律上のみならず政治上も意味がないと考えられていたからであろうか。

承認に関するあらゆる種別を排する一体論は、東独の Herder, Wünsche が最も先鋭的に唱えている説である（一八七頁）。この説は、従来の事実上の承認を否定し、国際法に則して成立した国家に対してはこれに法律上の承認を与える義務があるとするもので、承認義務肯定論から出発している。前述の如く、肯定論が東独で強いことを考え併せれば、その一掃結としての一体論が最も東独の国益に合致した理論であったことは明らかであるが、反面、ここまで国益優先の議論を進めると、東欧圏においてさえ孤立してしまうことも著者は示している。

承認の撤回については、可能論、不能論、法律上の承認は不能であるが事実上の承認については可とする論の三説が考えられる。しかし、あらゆる承認につき、その撤回を一律に可能とし、または不可能とする説は東欧でも比較的稀であり、大多数の論者は事実上の承認の撤回のみを認める見解をとっている、むしろこの撤回可能性にこそ事実上の承認と法律上の承認との差異の一つを見出していると説明されている（二〇三頁）。ただ、国家間の実務においてはフランスによるフィンランド承認の撤回（一九一八年）のように法律上の承認も撤回された事例があり、著者もこのケースの説明には東欧の論者も苦慮していると指摘し、このような実例がある以上法律上の承認を永続性のあるもの、事実上の承認を暫定的なものとする分類のメルク

マールも意味を失ってしまうと論じて、結局あらゆる承認は撤回されることがあり得るものとするのが最も現実に即した考え方であろうとの自論を導いている。

条件付承認を論じる次章では、少なくとも近時においてはこれを肯定する学説は殆んど見られず、否定論が支配的であり、少数の者が中間的立場をとっていると説明される。否定論は、条件賦課が主権平等、内政不干渉の国際法上の一般規範に反するとする法的論拠と、承認はそもそも事実認定行為であり、したがって本来条件賦課には馴染まないとする論理的不一致に基づいている。中間論には、事実上の承認に際してのみ条件付とすることを許容する説と、付される条件が解除条件であってはならないが、停止条件であればよいとする説がある。後説の場合、停止条件であれば、承認はその表明の時点でなされたと看做され、政治的関係の具体的設定が条件達成まで据置かれることになるというのである。これらに対し、著者は、承認の宣言的性格と条件賦課が果たして矛盾するか否か、承認義務の存在を認める場合は別として、承認しない自由もある以上、解除条件を付した承認もあり得るのではないかとの疑問を提示している。

承認表明の態様としては、個別の国家による単独の承認と複数国による集団的承認とがあり、後者は更に諸国家による個別の承認が同時になされる不真正な集団的承認と国際組織なり国際的機関が複数国のために行なう真正な集団的承認とに分けられる。真正な集団的承認としては、例えば国際連合によるその

ための決議、他の国際会議での決議、多数国間条約の締結などが想定されるが、この形での承認を肯定するのは Bartos, Archassy などユーゴスラヴィアの学者のみであつて（二二二頁）、他国においては一律に否定論が唱えられている。否定論は、承認についての主権的裁量権を崩さないことを最大の根拠とするものである。この裁量権との抵触の恐れがない不真正な集団的承認については格別異論のないこともこの点を物語っている。著者によれば、一般には多様性を示す東欧諸国の学説も、真正な集団的承認の否定、不真正なその肯定という点で、ユーゴスラヴィアを除き、最も一致を見せている。

承認の形式に関する章においては、明示の承認については格別の問題はなく、黙示の承認を認定せしめる事実として何を挙げるかが問題の焦点となる。この種の実事としては、大別して、一、条約の締結、二、国際組織への加入、三、国際会議への参加、四、外交関係の締結、五、領事関係の締結、六、その他が挙げられる。第一の条約締結に関しては、多数国間条約の締結が未承認の当事国の承認とはならないとする点では見解がかなり統一的であるが、二国間条約に関しては、各種の条約内容により判断すべしとする諸説、批准条項の有無など形式面からの判断を試みる諸説が多数唱えられており、更に、どのような行為から黙示の承認を認定するかは個々の論者の承認自体についての定義の下し方によつても左右される問題であるので、このような点まで含めて観察すると、特定の説を東欧における通説、

或いは多数説として浮彫りにするのは困難なようである。この章においては諸説の紹介が本書の中で最も詳細であり、反面これらの説の中から一定の傾向を見出し、東欧における議論の特徴をまとめてゆくという作業が他の章に比較しては稀薄であるように思えるのも、このためであろうか。

第二の国際組織への加入に関しては、いふまでもなく国連が議論の中心となる。一般的には国連加盟を承認と結びつけない説が東独を中心に強いようであるが、ソ連の Bobrov, Archibasov など最近では新国家の国連加盟に対する賛成投票は承認に連がるのと考え方が見られ、ハンガリーの Nagy 他ポーランド、チェコスロヴァキア、ユーゴスラヴィアなどからこの趣旨の説が出されている（二七二頁以下）。

国際会議への参加も、大多数の論者が承認推定の根拠とすることに否定的であるが、東独では、同国のジュネーブ会議参加を背景として、これを少なくとも事実上の承認のあらわれとして意義づけようとする学説が流布しているようである。

外交関係の締結は、東欧においても西側と同様に法律上の承認を意味するものと受け取られており、議論が分かれるのは外交関係がかなる形で開設された場合に承認に結びつくか、また承認がなされたと認めるべき時点はいつかについてである。

領事関係設定については、これにまで言及して黙示の承認の問題を検討している文献は少数にすぎないが、それにも拘わらず見解は多様であるとの観察がなされ（二九二頁）、領事関係条

約の内容、認可状の有無などを中心に当事国の意図を探る試みが幾つか紹介されている。

この他、二国間交渉、代表・使節の交換、通商関係の存在、政府承認、祝意伝達などに言及する所説が列挙されるのであるが黙示の承認について東欧諸国で見られる学説は総じてバラエティーに富んでおり、その内容も非社会主義国で行なわれている議論の内容と特に隔たりのあるものではないというのが著者の判断である。

最後に、承認の持つ個別の法的効果が検討される。承認がもたらす結果を広く解釈する立場からは、正常な外交関係の設定、通商条約の締結、被承認国家の法制度の承認、外交特権の承認、承認付与国の国内にある被承認国の資産についての処分権の承認、被承認国に対する司法上の保護、被承認国の国際組織・会議への招請などが挙げられるのであるが、著者はこれらの事項につき、そのすべてが承認の必然的帰結であるか否かは疑わしいと尤もな指摘を行なっている。更に、多数の学者の説には、承認の一般的性格に関して創設的效果説をとるか宣言的效果説をとるかにについての判断と承認の持つ個別的效果の説明との間に矛盾が見られるとの批判を加える。著者が承認の個別的效果についての最も妥当な説明としているのはルーマニアの外交小辞典で、これには、外交・領事関係開設の前提の形成、被承認国の国際会議参加の容易化、国際条約に参加する権利の確認、被承認国の法規、司法・行政機関による決定の承認・尊重の促

進が掲げられている(三三三頁)。

これに対しては、未承認の状態であっても現実には各種の国際的活動が可能であり、承認によって新規に取得する権限はないとの見解を頂点として、承認の効果を狭く解する立場がある。この考え方は、東独を中心としてソ連にも浸透しはじめていくといわれる。これらは、承認が現在ではその法的意味を失いつつあり、そもそも国際法上の制度としての実質を保ち続けているのが疑問であるとするのであるが、その政治的意味まで否定するのではない。この広狭二つの見解の勢力関係につき、著者は、数の上では前者が優るが、個々の論者の権威と影響力を考慮すると後者が有力であると判定している。

著者は、終章に述べている通り、本書によって、東欧社会主義諸国における承認問題についての理論は決して統一的なものではなく、これがマルクス主義に基礎を置く承認論だといえるようなものは存在していないことを明らかにしている。これら諸国においても、学説の多様性は西側諸国におけると同様であり、しかも、この多様性は、共産主義に則した理論を生み出すとの努力よりも個別国家の国益に合致する理論を打ち出そうとする意識が各論者に強く働いていることを推察させる態様でも一部にあらわれている(三四八頁⁵)。ソ連の持つ絶対的な政治上のヘゲモニーも、学説の分野にまで及んでいないとすれば、これは喜ばしい事実が確認されたことといえよう。また、前記

の国益に対する考慮も東独のように承認問題で特殊な状況に置かれた国以外ではそれほど鮮明ではなく、右の多様性を生む最大の原因は個人的見解の差であり、国家色より個人色が個々の承認理論を規定しているとすれば、尚更である。著者は、この多様性の事実に基づき、西側の学者が東欧諸国の国際法理論を単一的なものと誤認することを戒めているのであるが、このために行なった東側の文献の紹介により、東欧圏の学者の多くが西側の承認論を規格化、単純化して攻撃の対象としていることも明白にされる結果となった。東側の論者にも自戒を望みたいところである。

なお、著者は巻末に承認制度法典化——この必要性は一部のソ連学者により主張されている——の問題に触れ(三五五頁)、承認が現在でも法制度であるといえるか否かを疑問視する見解の存在、法制度であるとしてもその意義が薄れてきていること、承認の基本的諸問題について見解の差がありすぎることの三点から法典化の可能性に関しては懐疑的な態度をとっている。

本書は、多数の言語的にも多岐に亘る文献を承認理論の諸側面についてシステマティックに整理した労作であり、その資料的価値が絶大であることはいうまでもない。しかし、それに止まらず、著者流の創設的効果説の展開など随所に自身の提言が織りこまれており、承認問題研究の掘り下げに寄与しているところが、本書の価値を一層高めている。ところで、本書はタイトルを「共産主義国の承認論」とし、副題で「東欧諸国の」とい

う限定を付しているが、今後は中華人民共和国をはじめ、東欧圏以外の社会主義諸国の承認論を研究する必要も生じてくると予想される。ただし、その場合に本書の著者と同様の労をとるべきは、現実の外交問題との関連の面から見ても、言語という技術的側面から見ても、欧米の学者ではなく、むしろ我々日本の研究者であろう。

(1) 日本の対ソ承認問題全般、特に一九二五年の承認に至るまでの外交的経緯、承認決定の基礎となった諸要因、並びに承認が日本にもたらした利害得失に関する検討は、池井優、「日本の対ソ承認(一九一七—一九二五)」——法学研究第四六卷第一号——に詳し。

(2) Dietrich Frenze, "Die Anerkennung von Staaten, Regelungen und Gebietsveränderungen" im "Völkerrecht in Ost und West" (Hrsg. Reinhart Maurach / Boris Meissner) S. 120ff., Stuttgart 1967.

(3) Dietrich Frenze, "Die Anerkennung der DDR: Völkerrechtliche Möglichkeiten und Folgen", Köln 1970.

(4) ソ連科学アカデミー編、高橋通敏訳「ソビエト国際法の基礎理論」一七三頁。

(5) 東独を取り巻く国際環境は、一九七〇年代に入って急速に変化し、一九七三年以降、西側諸国も相次いで同国を承認するに至っている。Frenzeの著書が検討の対象とした東独の文献は、このような展開が予測される以前のものである。とすれば、西側諸国の承認を得るといふ長年の懸案を解決した後には、はたして東独における承認論が従来のものから変化してゆくのか否か、また変化するとすればどのような内容にあるかが関心を呼ぶ。

東独では、本書の出版の翌年(一九七三年)に二巻から成る国際法教科書が発刊された。Völkerrecht, Lehrbuch

Teil I, II (Staatsverlag der DDR) である。この教科書は H. Kröger 監修の下に複数の学者が分担著述したもので、承認問題を含む第五章(第一卷)「国際法における民族と国家の地位」は W. Poegel が担当している。承認に関する部分では、「国家承認は、被承認国の国際法上の基本的地位、特にその法主体性に何の影響をも及ぼし得るものではない」(S・287)として国際法主体としての地位が承認の有無に係わりなく本来的に国家に備わっていることが主張され、承認の意義は主として政治的なもので、法的効果は両当事国間に「一定の(通常は外交上の)関係を作り出すことに尽きる」(S・289)と説かれる。また、創設的效果説、宣言的效果説に対しては、「現実に存在する国家の国際法上の法主体性及びそこから生ずるすべての権限は、いかなる他国による法的関連を持つ『確認』に依存することも、またこれを必要とすることもない」(S・291)として、後者をも否定する立場がとられている。東独自身の問題に関しては、まず、西独が東独と交通・運輸問題等についての協定を締結しながらその都度協定締結は東独の国際法上の承認を意味しないと明示的に宣言して黙示の承認の推定を排除してきた実行を取り上げ、これを現行国際法と相容れない態度と非難する。次いで一九七二年一二月の両独間基本関係条約の締結に言及し、これによって西独は全独を単独で代表する唯一の機関であると主張とこれに伴う「ハルシュタイン・ドクトリン」とをそのあらゆるヴァリエーションにおいて、国際法上の拘束力を持つ形で放棄せざるを得なくなつたと述べている(S・293)。しかし、本教科書の中では、東独に対する承認が西独その他の西欧諸国からいつなされたらと東独側が判断しているのかは示されておらず、西独が基本関係条約締結後も同条約は東独に対する国際法上の承認を意味しないと繰り返していることについての直接のコメントも見られない。